

学位論文名：運動部活動の顧問が認知する体罰関連要因と体罰行為経験との因果構造モデルに関する研究—運動部活動の体罰問題の解決に向けた教育環境の構築—

新潟大学大学院現代社会文化研究科

氏名 霜触 智紀

本論文は、全8章から構成される。

第1章では、わが国の運動部活動における体罰問題の現状と課題について俯瞰した。わが国では、運動部活動における体罰問題の解決に向けて、文部科学省による「運動部活動での指導のガイドライン」が示される等、対策が講じられてきたものの、体罰の根絶には至っていない。これを受け、運動部活動の顧問が認知する体罰に関連する要因（以下、「体罰関連要因」と略す）を検討し、その要因に基づく体罰問題の解決に向けた支援策を講じていく必要があると考えた。そこで本章では、体罰関連要因と体罰行為経験との関連を分析し、体罰行為の予測因子を探るとともに、明らかとなった要因を踏まえ、運動部活動における体罰防止のための支援策について検討を行うという本研究の目的について述べるとともに、本研究の意義と本論文の展開を示した。

第2章では、運動部活動における体罰に関する先行研究のレビューを通して、体罰要因を整理した。その主な結果、抽出した体罰要因は、「顧問・指導者」「生徒」「環境」の3のカテゴリーと、それらを構成する「性格・精神状態」「主導権・優越性の誇示」「誤った熱意・指導観・使命感」「被体罰経験」（以上「顧問・指導者」）、「指導者の要求不応、目標未達成」「生意気・怠惰な態度、問題行動」「体罰の受容、指導者への服従意識」（以上「生徒」）、「体罰容認社会風土」「勝利至上主義」「スポーツ界の根性・精神主義」「運動部活動の持つ特徴と構造」（以上「環境」）の11のサブカテゴリーに集約された。加えて、体罰要因に関して、どのような要因が体罰行為の予測因子となり得るのか、統計学的に検証した研究は見当たらないことがわかった。

第3章では、各都道府県教育委員会の研修資料を収集し、運動部活動における体罰防止に関する内容を検討するとともに、その内容と体罰発生件数との関連について分析した。その主な結果、教育・研修資料の記載内容と体罰発生件数との関連に関して、「年間の活動の振り返りと次年度への反映」に関する記載と体罰発生件数の増減に有意な関連がみられた。

第4章では、第2章と第3章で得られた知見を基に、運動部活動の顧問が認知する体罰関連要因を測定する尺度（以下、「体罰関連要因尺度」と略す）作成のための予備調査を実施し、因子分析に基づき、因子構造を検討した。その結果、5因子31項目から構成される体罰関連要因尺度が作成された。

第5章では、第4章にて試作した体罰関連要因尺度を用いて、全国規模の調査から、運動部活動の顧問が認知する体罰関連要因の構造を検討するとともに、体罰関連要因と体罰行為経験との因果関係についての仮説モデルを分析した。因子分析の結果、第I因子「顧問の

指導方針・信念」9項目、第Ⅱ因子「生徒・チームの目標未達成」5項目、第Ⅲ因子「顧問の勝利至上主義的指導観」5項目、第Ⅳ因子「外圧的指導環境」4項目、第Ⅴ因子「生徒のネガティブな態度」3項目、以上5因子26項目から構成される体罰関連要因が抽出された。信頼性分析の結果、5因子の内的整合性が概ね確認された。妥当性の検討として、確認的因子分析と、抽出された下位尺度を先行研究の体罰要因カテゴリーに基づき検討した結果、妥当性が概ね確認された。また、下位尺度を構成する項目の因子負荷量から、単純構造が確認された。そして、体罰関連要因と体罰行為経験との関連について検討した結果、体罰行為経験のある者はない者に比較して、「顧問の指導方針・信念」、「顧問の勝利至上主義的指導観」の尺度得点が有意に高い値を示した。最後に、体罰関連要因と体罰行為経験との因果関係についての仮説モデルを共分散構造分析により検討した結果、特に「顧問の指導方針・信念」、「顧問の勝利至上主義的指導観」が体罰行為の予測因子となること、更には体罰行為の背景に「外圧的指導環境」が潜んでいる可能性が示唆された。

第6章では、運動部活動における体罰防止のために具体的にどのような教育及び研修の内容が求められるか、その支援策について先行研究のレビューを基に検討した。その結果、主に学校教育法や人権に関する内容、体罰禁止の意識づけに関する内容、子どもの発達段階及び健康状態に合わせた安全かつ適切な指導等に関する内容が求められていることが示唆された。

第7章では、総括として主に第5章と第6章の結果に基づき、運動部活動における体罰問題の解決のための教育環境の構築に向けたモデルを作成して提示した。従来検討されてこなかった統計解析による体罰発生要因の因果関係について科学的根拠を提示するものである。今後、本研究で導き出された体罰関連要因及び体罰行為に至る仮説モデルを基に、適切なアプローチを実施していくことで、体罰問題の解決につながるものと期待される。

第8章では、研究の限界と今後の課題について述べた。